

平成24年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行  
状況の点検・評価報告書

平成26年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

## 教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の 点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成20年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）を基本にした「平成24年度教育行政執行方針」に定める基本方針及び重点目標の主な施策・事業を始めとする全ての事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成24年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

平成26年2月

江差町教育委員会

## 1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	松崎 仁	(学校教育関係者	:	江差北小中学校評議員)
副委員長	若浜 崇	(学校教育関係者	:	元江差中学校PTA会長)
委員	山端 正美	(学校教育関係者	:	南が丘小学校PTA会長)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者	:	文化協会)
委員	田畑千鶴子	(社会教育関係者	:	民生児童委員)

○会議開催月日	第1回	平成25年11月29日
	第2回	平成25年12月26日
	第3回	平成26年 1月23日
	第4回	平成26年 2月12日

## 2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。  
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費

で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価

### ③目的達成度～目的の達成度を評価

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

(参考資料等)

- 1) 平成24年度決算監査関係資料(平成24年度各会計歳入歳出決算書(関係部分抜粋)、平成24年度各会計決算に係る主要施策の成果説明書(関係部分抜粋))  
議会決算委員会・監査委員会の意見
- 2) 江差町教育推進計画(江差の教育を進めるために)(平成23～27年度)
- 3) 平成24年度教育行政執行方針
- 4) 個別施策評価シート補助資料

### 3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

#### ※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## 江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。
- (2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

### (組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課総務係において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

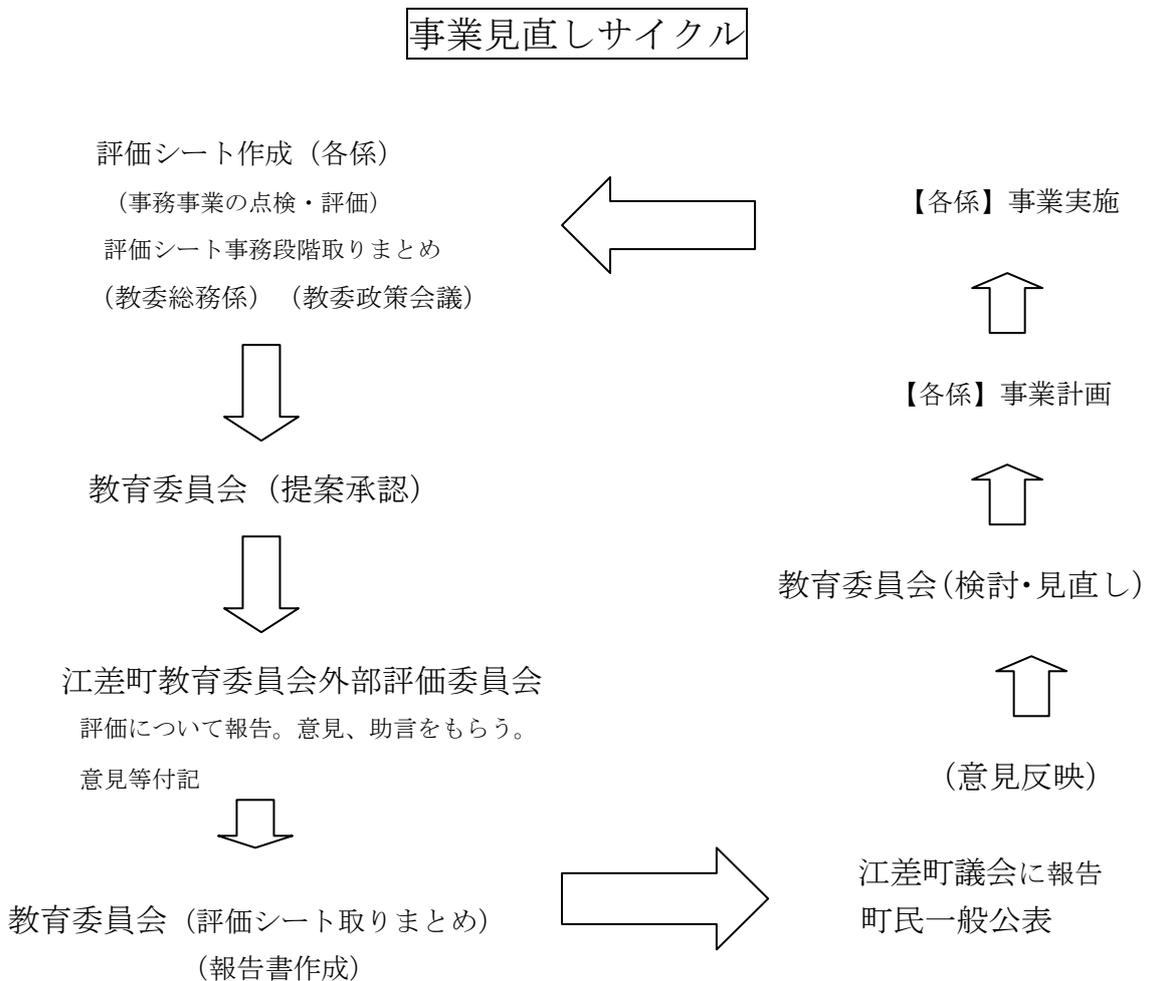
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

## ●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



## ■外部評価委員会の総合意見

点検・評価の総合意見は、江差町教育委員会の平成24年度事業の全てについて、教育長を始め教育委員会学校教育課・社会教育課職員等から説明を受け、外部評価委員会内部での質疑・議論の上、取りまとめたものです。

細分野の個別意見については、施策評価シート毎に記載してあります。

平成24年度におきましては、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」が策定され2年目に当たり、各種事業が計画的に推進されることを確認できたことは、大変喜ばしいものと考えます。

江差町は、地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）による実質公債費比率が、平成22年度決算では早期健全化基準の25%を下回り早期健全化団体を脱却、更に、平成24年度決算では16.8%となり、起債許可基準の18.0%を下回り、財政の健全化が着実に進んでいる一方で、全国・全道の水準から見ると依然として高い水準にあることには変わりなく、再び18.0%以上とならないよう留意することが必要とされております。

この町を取り巻く財政状況が反映され、「必要性」、「経済性・効率性」にあつては、全事業ともしっかりとした視点と状況把握の上に取り進められており、町民にとっていずれも必要とされている事業であるとともに、経済性・効率性にあつても置かれている環境の中においては、成果が得られたものと考えます。

「目的達成度」については、創意工夫しながら実施しているところでありますが、一部の事業で参加者が少ないことや、指導者の高齢化などの課題もみられるため、町民ニーズを的確に把握し、広報・周知の工夫をするなど改善の余地があり、事業ごとに課題を整理しながら、より良い方向への検討を進め、内容の充実を図ることを希望します。

また、従来からの教育委員会主導型の事業から、町民主導型の事業への移行や官民協働で実施していく事業への取組みも更に検討を進めて下さい。

以下、分野別には、特に平成24年度教育行政執行方針に着目しながらその評価について意見を述べることにします。

### 学校教育について

学校教育において、特に評価する点は、児童生徒・教員にとって安全で安心な教育環境の確保の面から、学校の各種整備の計画的な進捗がなされたことです。

江差小学校の耐震工事については、平成22年度の中央ピロティ一棟、平成

24年度には教職員棟と幼稚園棟の耐震工事を終え、残る体育館についても平成24年度の国の補正予算を活用し、平成25年度に繰越しての工事費が予算化され、全ての耐震工事を終える運びとなりました。

そして、老朽化の進んでいた江差中学校の改築につきましても、平成24年度の国の補正予算を活用し、平成25年度に繰越しての工事費が予算化され、校舎・体育館が平成26年度完成を目指し、より良い中学校への教育環境整備がスタートを切ったことは、喜ばしい限りであります。

また、耐震化に向けて残すところでは、南が丘小学校の一部の校舎であります。早期に耐震診断を実施するよう望んでけると同時に、各学校の維持・管理のための各種修繕事業が、今後とも計画的に整備が図られるよう努力を願います。

本町の教育につきましては、子どもは家庭・学校・地域の宝であり、「家庭の愛情で育てられ」、「学校の学習・生活を通して磨かれ」、「地域で鍛えられ光り輝く」という基本的な考え方に立ち、昨年策定した「江差町教育推進計画」では、「ふるさと江差に心の向く教育」の推進を大きなテーマに掲げており、今後とも計画に沿った取組みを図られるよう努力して下さい。

「ふるさと江差」に愛着と誇りを持った子どもを育てるため、江差追分や郷土芸能を学習活動に組み入れるほか、小中学校9年間で町の文化財施設の見学や歴史を学び、江差の豊かな自然・文化・歴史・人材を生かしながら、ふるさと江差に学んでいることに誇りと自信が持てる子どもたちの育成に努めていることを高く評価します。

「知育・徳育・体育」三育のバランスのとれた教育と、それに「食育」を加え、学校教育の目的である「調和のとれた人格形成」を目指していくことが必要です。学力向上には、家庭における学習習慣、生活習慣の確立が不可欠であるとともに、TTや習熟度別授業の導入や、心の健康保持にはカウンセラー導入など様々な分野で、積極的に活用し取り組んでいただきたい。

特別支援教育につきましては、特別支援学級に入級する児童生徒や普通学級内でも特別な配慮を必要とする児童生徒は増加傾向にあり、特別支援教育支援員も平成25年度からは小学校3校へ配置することができ、円滑な学校・学級運営が行えるよう一層の充実を図るほか、幼保小中の情報交換を密にするなど連携の強化を期待します。

新学習指導要領の改訂により、小学校では5・6年生で英語教育が週1時間の必修化、中学校でも平成24年度から英語時数の増など、その充実が求められておりますので、檜山教育局のALTのさらなる活用や町ALTの再配置などを検討し、英語教育の充実や国際理解教育の推進が図られることを期待します。

特色ある教育活動については、今年度も引き続き江差北小学校・北中学校に

おける、中1ギャップ問題未然防止事業も包括する小中一貫教育を推進し、家庭・地域の理解・協力を得ながら、9年間で子どもを育てるという目標に向かったの取組みが図られているものと感じております。具体的には、教科としての算数・数学の取組み、郷土学習の体系化、小中乗り入れ授業、授業交流会、合同行事・異学年交流、部活体験、生徒指導交流会など学校内における数々の取組みが実施されてきておりますが、更に地域の目に見えるような具体的な形として示すべき時期と考えます。

また、これが小中一貫教育という完成型がない中で、より良い江差型の小中一貫教育を創出していくために一層の充実を図り、その成果については早期に市街地の小中学校にも普及がされていき、江差町総体の小・中学校教育の向上が図られることを期待します。

生徒指導につきましては、複雑化する社会の中で、インターネットや携帯電話による現代の「いじめ」のほか、増加傾向にある不登校など、様々な課題が指摘されています。いじめ・不登校などの問題は、いつでもどこでも起き得ることであり、事件が起きてからの事後の処理対策というよりは、できるだけ起こさせない日常的な未然防止対策の徹底が必要であり、定期的なアンケート調査などにより、全教職員で情報を共有し、早期対応・早期解決を図るとともに、町教委として学校との連携のもと日常的なチェックと気配りの取組みの充実を望みます。

## **社会教育・スポーツ振興について**

社会教育は、平成23年度に新たに作成した「江差町町教育推進計画」の中のテーマである「ふるさと江差に心の向く教育の推進」に基づき、ふるさと「江差」を主軸に置いた各種事業を年間通じて展開してきたことは高く評価します。

特に「親子参加型事業」として実施している「川釣り体験」、「うどん打ち体験」は、親子の絆を深める子育て支援事業として、また「江差追分の唄や尺八」の授業は、まさしく江差だからこそできるふるさと教育の典型であることから、今後とも継続していくことを望みます。

青少年健全育成会議については、町内会、学校等が連携し「あいさつ運動」、「子供見守りたい」、「スクールガード研修会」等を取り組まれておりますが、更なる地域全体への活動の浸透を望みます。

スポーツは、町民相互の新たな連携を促進するとともに、町民がひとつの目標に向かいともに努力し達成感を味わうことや地域に誇りと愛着を感じる等により地域の一体感や活力及び人間関係の希薄化等の問題を抱えている地域社会の再生にも繋がる等の醸成に大きな効果があります。これらを踏まえた中で各

種の取り組みをしてきたことは評価いたします。今後も体育協会や少年スポーツ少年団活動と連携してスポーツ振興の向上及び野球場はじめ各種の施設利用の拡大に努められるよう望みます。

各種施設は老朽化が進んでいることから再点検して、修繕が必要なものについては、修繕計画を作成し、その改修を図っていくことを望みます。

## 芸術文化活動及び図書館活動について

美しい自然や歴史、伝統文化に基づく文化芸術は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々とのコミュニケーションを活発化し生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力をもっています。

特に子どもに関しては、豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み地域文化の担い手を育成するためにも身近に伝統文化や現代の文化芸術に触れる機会の充実は大切であります。文化芸術鑑賞の場が大都市と地方という格差をなくし江差でも同様に文化芸術に触れる機会の場をつくっていくことを望みます。

文化会館については、利用者の有効活用の検討や維持管理に関する検討及び建物が建設以来劣化が激しくなっており、計画的修繕を作成し取り組むよう望みます。

文化財の保護については、長い歴史の中で生まれ、育まれ町民の貴重な財産として今日まで大切に保存傳承されていることを評価いたします。また、各文化財施設の利用者拡大に向けて、情報発信を積極的に行い観光施設としての要素も持ちながら、愛される施設としていくことを望みます。

平成24年度より本格的にスタートした「ふるさと江差発見学習」や「江差学」については、地域及び学校との連携を図りながら、町民の間に浸透して、向上していくことを期待します。

図書館活動については、受身の姿勢ではない、あらゆる機会を通じた貸し出し本の促進のための「ブックスタート」、「移動図書館車運行等」様々な活動に取り組んでいることは評価します。今後とも引き続き町民生活に密着した利用者の立場に立った様々なサービス向上への取り組みを望みます。

最後に江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを継続していると言えます。

今後とも各事業に対して点検、評価を実施して、たゆまぬ教育行政の見直しを図ると共に、これまで以上の地域の実情にあった取り組みにより、更なる「教育の質の向上」を望みます。

## ■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

## 施設評価シート目次

### 学校教育課

教育委員会に係る事務	No. 1
教育委員会事務局に係る事務	No. 2
小学校整備、教職員住宅管理、スクールバス運行事務	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 4
小学校の教育振興に係る事務	No. 5
中学校整備、スクールバスの運行事務	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 7
中学校の教育振興に係る事務	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務	No. 9
奨学金の貸付事務	No.10

### 社会教育課

江差の特色を生かした青少年、家庭教育の充実・青少年健全育成のための安全安心な環境整備・親子の絆を深める子育て支援の充実	No. 1 1
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあい学びあう地域活動への参加	No. 1 2
資料収集、提供・全域サービス、すべての世代への読書推進	No. 1 3
芸術文化活動に対する支援・芸術文化に親しむ機会の拡充及び文化会館の利用促進・芸術文化環境の整備充実	No. 1 4
ふるさとの資料を集める・ふるさとについて調べる・ふるさとについて発信する	No. 1 5
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実	No. 1 6